

報 道 各 社 御 中

可燃ごみ収集車の道路右側停車による収集作業について

1. 概要

可燃ごみ収集車が道路進行方向の右側で停車して収集作業を行っていた事実が確認され、道路交通法に抵触するおそれがあることが判明しました。

2. 経緯

令和8年9月8日、市民から「収集車が道路の右側に停車して作業しており危険だった。法令に沿って行う必要があるのではないか」との苦情が寄せられ、事実確認の結果、右側停車での作業の実態が確認されました。本件については、大田警察署にも事実関係を通報するなどの措置を行っております。

3. 原因

収集作業の効率化を図るため、収集業務に従事する職員が右側停車での作業を行うようになり、当該作業が組織内で常態化していたことが原因です。該当職員は18名です。

4. 再発防止

市民の皆さまにご心配とご迷惑をおかけしたことを深くお詫び申し上げます。今後は全職員に交通法規遵守および公務員としてのコンプライアンスの周知徹底を図るとともに、安全教育の強化を行い、再発防止に努めます。

5. 職員の処分

本事案については、直ちに是正を図り、再発を防止する観点から、本日付で所属部長より口頭による厳重注意を行いました。

※内容につきましては、下記担当者までお問い合わせください。

本日19時まで待機しております。

【問い合わせ先】
大田市 市民環境福祉部 衛生処理場
担当：重富 博保
電話：0854-82-6749